

京王グループ共通ポイントサービス規約 新旧対照表

2021年10月1日改定

新	旧
(削除)	<p>第6条 (発行したポイント券の利用)</p> <p>1. 発行したポイント券は、対象店でご利用いただけます。ただし、対象店によってはご利用いただけない商品・サービスがあります。</p> <p>2. ポイント券と現金との引換えはできません。また、ポイント券面額未満のご利用の場合、釣銭はお出しできません。</p> <p>3. 発行したポイント券の利用期限は、発行日から6ヶ月後の月末までです。券面記載の有効期日をご確認ください。</p> <p>4. 一度発行したポイント券は、紛失・盗難・有効期限切れ等、理由の如何を問わず再発行は行いません。この場合、対象店、当社および委託元は一切の責任を負いません。</p>
<p>第6条 (1ポイント単位での利用) (略)</p>	<p>第7条 (1ポイント単位での利用) (略)</p>
<p>第7条 (ポイント交換商品への交換) (略)</p>	<p>第8条 (ポイント交換商品への交換) (略)</p>
<p>第8条 (買上商品返品時の処理)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (削除)</p>	<p>第9条 (買上商品返品時の処理)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員が会員の都合等で買上商品・サービスおよび権利を返品・取消する場合で、当該取引により加算されたポイントをすでにポイント券に引き換えた場合には、ポイント券の返還ないしは当該ポイント券に相当する現金をご請求する場合があります。</p>
<p>第9条 (ポイントに関する権利の喪失とカードの再発行) (略)</p>	<p>第10条 (ポイントに関する権利の喪失とカードの再発行) (略)</p>
<p>第10条 (届出事項の変更) (略)</p>	<p>第11条 (届出事項の変更) (略)</p>
<p>第11条 (本規約の変更等) (略)</p>	<p>第12条 (本規約の変更等) (略)</p>

以 上